

政策評価の事前分析表、行政事業レビューシートの例

- 政策評価の事前分析表
(施策目標名:革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること)
- 行政事業レビューシート
(事業名:医薬品等産業振興費)(一部抜粋)

- 政策評価の事前分析表
(施策目標名:適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること)
- 行政事業レビューシート
(事業名:医療保険給付国庫負担金等)(一部抜粋)

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-8-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標 I-8-1)							担当 部局名	医政局経済課 医政局研究開発振興課 医政局総務課医療国際展開推進室	作成責任者名	経済課長 城 克文 研究開発振興課長 神ノ田 昌博 医療国際展開推進室長 山本 要	
施策の概要	本施策は、革新的な医療技術の実用化を図るとともに、医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握し、振興を図るために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼がかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標8 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること			
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説(安倍内閣総理大臣)	年月日 2013/2/28	関係部分(概要・記載箇所) 日本発の技術であるiPS細胞を利用した再生医療・創薬など、最先端の医療技術を積極的に活用して、世界に先駆けて健康長寿社会を目指す決意を表明
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	5,803,425	7,486,881	5,868,292	4,888,948	729,252	847,777				
		補正予算(b)	0	5,524,356	1,772,724	1,120,150						
		繰越し等(c)	0	2,968,764	0	1,772,724	1,120,150					
	合計(d=a+b+c)	5,803,425	15,980,001	7,641,016	7,781,822	1,849,402	847,777					
執行額(千円、e)	5,633,424	10,153,968	3,963,432	集計中								
執行率(%、e/d)		97.1%	63.5%	51.9%	集計中							

施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出や後発医薬品の使用促進を行うこととされている。</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業を我が国の経済成長を担う重要な産業と位置づけ、「健康医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)においても医薬品、医療機器等及び医療技術関連分野における産業競争力の向上を目指すとともに、医療の国際連携や国際貢献を進めることとしている。</p> <p>また、「社会保障制度改革国民会議」報告書(平成25年8月6日)において、引き続き後発医薬品の使用促進に取り組むこととされ、日本再興戦略改定2014においても、後発医薬品の一層の普及に向けて取り組むとされている。</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	○			○	
24	25	26	27	28															
○			○																

測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 新たに大臣告示された先進医療Bの件数	17	26年度	前年度以上	毎年度	8	7	10	前年度(17)以上	前年度以上	先進医療の大臣告示の件数を増やすことで、アカデミア主導の臨床研究を活性化させ、その結果、患者に新規医療技術を提供する機会が増大することが期待されるため、新たに大臣告示された先進医療Bの件数を指標として選定し、毎年度その数値を上伸ばせることを目標とした。
2 再生医療等安全性確保法において新たに届出された再生医療等提供計画(臨床研究に限る)の件数	-	-	前年度以上	毎年度	-	-	-	15	前年度以上	特に開発が期待されている再生医療分野の臨床研究を促進するため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)における再生医療等提供計画の新規の届出件数(臨床研究に限る。)を指標として選定し、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」により新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の実績件数に基づき27年度目標値を設定するとともに以後毎年度その数値を上伸ばせることを目標とした。
3 後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数	37	26年度	前年度以上	毎年度	35	35	37	前年度(37)以上	前年度以上	平成25年4月に厚生労働省で策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、後発医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にすることとしている。都道府県に対し後発医薬品安心使用促進事業の実施を促しているところから、指標として選定し、目標値を設定した。
4 臨床研究登録情報の検索ポータルサイト閲覧数	1110776	26年度	前年度以上	毎年度				150000 (1110776)以上	前年度以上	サイト閲覧数の増加は国民・患者にとっての利用のしやすさの向上を表していると考えられるため、その数値を上伸ばせることを目標とした。
5 協力関係の樹立や協力案件を進める国数	20ヶ国	26年度	前年度以上	毎年度				14カ国 (20)以上	前年度以上	相手国の実情に適した医薬品・医療機器等の輸出等の促進を図るため、協力関係の樹立や協力案件を進める国数を指標とし、毎年度その数値を上伸ばせることを目標とした。

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度					
(1) ※平成26年度補正予算から「臨床 研究中核病院整備事業」から事業 名を変更	-	-	179万円	-	国際水準の臨床研究や難病等の医師主導治験を他の医療機関と共同で実施するとともに、他の医療機関が行う臨床研究の実施を支援する拠点を整備する事業について、関係府省及び日本医療研究開発機構と連携して当該事業が適切に実施できるよう課題を抽出し、解決策を実施する。	223	
(2) 医薬品等価格調査費(昭和27年度)	1.41億円 (1.26億円)	1.42億円	1.46億円	-	健康保険法第76条第2項の規定に基づく診療報酬中の薬剤料の算定基準である「使用薬剤の薬価」(薬価基準)の改正等の基礎資料を得ること。(医薬品等の市場実勢価を把握することで、診療報酬改定時に薬価等を適正な水準に見直しすることが可能となる。) <医薬品価格調査関係> ・医薬品価格本調査 薬価改定のための基礎資料を得ることを目的として実施する。 ・信頼性調査 医薬品価格調査のデータ補完のため、立入検査方式により実施する。 ・客体精密化調査 医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するために実施する。 ・価格妥結状況調査 医薬品に係る取引価格の未妥結・仮納入の状況を把握するために実施する。 <特定保険医療材料価格調査関係> ・特定保険医療材料価格本調査 材料価格基準改定のための基礎資料を得ることを目的として実施する。 ・経時変動調査 特定保険医療材料価格調査データ補完のため、立入検査方式により実施する。 ・客体精密化調査 本調査の調査客体を的確に把握するために実施する。 平成27年度における達成手段の達成目標: 医薬品・特定保険医療材料価格に関する各調査の実施(回収率: 100%)	224	
(3) 医薬品等産業振興費(昭和27年度)	2.29億円 (1.54億円)	2.26億円	2.20億円	3	医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていく。 ロードマップで定めた取組を進めていく。さらにその取組状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策をロードマップに追加し実行していく。 ①不適切な取引慣行を改善するために、懇談会を開催し検討を行うとともに、医薬品卸売業者が出席する全国地区会議に出席し流通改善に向けた取組状況の把握・指導等を行うことにより、流通の適正化を図る。 ②「薬事工業生産動態統計」を作成するにあたっての都道府県事務委託費、年報・月報冊子の印刷配布用経費、調査用資材の印刷・購入経費。(システムにかかる経費を除く) ③「医薬品産業実態調査報告書」及び「医療機器産業実態調査報告書」を作成するにあたって、調査票・報告書の印刷用経費、調査対象に対する調査票の発送用経費、報告書作成のための集計用経費。 ④後発医薬品使用促進のため、一般国民向けリーフレットの作成配布及び医療関係者向けのセミナーの開催等を行う。 ⑤各都道府県において、医療関係者等を構成員とする協議会を設置し、国民・医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、地域の実情に応じた使用促進のための具体的な事業を検討し、実施する。 ⑥医薬品及び医療機器のコード化に向けた取組は、厚生労働省通知に基づき業界の協力を得ながら推進しているところであり、取組の進捗状況を把握することにより、表示状況を踏まえた普及促進を図る。 ⑦必須医療機器の安定供給を確保するため、医療機器業界向けにアンケート調査及び関係企業等のヒアリングを行い、有事対応を円滑に行うための情報を整理する。	225	
(4) 薬事工業生産動態統計システム経費(平成12年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.29億円	0.30億円	-	統計法に基づく基幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。統計を効率的に作成するため、「薬事工業生産動態統計システム」を整備・運用することにより、迅速に統計表を公表することを目的とする。	226	
(5) 保険適用申請相談事業(平成27年度)	-	-	0.09億円	-	革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善として、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見直し等について、治験前、薬事承認審査前、保険取載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備する。 保険適用希望書提出の窓口となる職員を地方に定期的に派遣し、医薬品・医療機器開発企業や研究機関を対象として保険適用に関する相談会を現地で開催する。 平成27年度における達成手段の達成目標: 本事業における保険適用相談実施回数	新27-011	

(6) 医薬品等研究開発動向等調査費(昭和63年度)	0.19億円 (0.11億円)	0.18億円	0.17億円	-	先進的な研究開発の動向や振興策が必要な各研究分野の状況を把握し、今後の施策の方向性を検討すること等により、医薬品等の研究開発を促進する。	227
(7) 治験活性化対策費(平成19年度)	460万円 (126万円)	480万円	314万円	-	我が国の治験における課題及びその解決策の検討を行い、治験を円滑に実施するための環境整備等を促進する。	228
(8) ES細胞・iPS細胞臨床研究指针对策費(平成21年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	2	ヒト幹細胞を用いる臨床研究(以下「ヒト幹細胞臨床研究」という。)を実施する機関における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針の整備状況等について調査を行い、調査結果を再生医療推進のための企画・立案に役立てることにより、ヒト幹細胞臨床研究を促進する。	230
先進医療制度対策費(平成21年度)	0.36億円 (0.33億円)	0.38億円	0.37億円	1	薬事法上の承認等を得ていない医薬品・医療機器を用いた医療技術等を、一定の要件の下に「先進医療B」として認め、保険診療と併用できることとし、保険収載や薬事法上の承認申請等につながる科学的評価可能なデータ収集の迅速化と、広く対象患者へ該当医療の提供機会の促進を図る。	231
(10) 治験適正推進費(平成12年度)	0.14億円 (616万円)	660万円	45万円	-	厚生労働科学研究費補助金を受けている研究事業のうち臨床研究を実施している研究機関及び当該研究の審査を行う倫理審査委員会等に対し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の遵守状況の調査を行い、倫理的な臨床研究の実施を促進する。	232
(11) ヒト幹細胞情報化推進事業(平成24年度)	0.9億円 (0.9億円)	1.1億円	1.0億円	2	国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞(iPS細胞、ES細胞、疾患特異的iPS細胞を含む。)の作成・保存方法、性質等の情報を取りまとめ、国内外の研究者、患者等に対して情報の提供を行うヒト幹細胞データベース(日本語版・英語版)を構築することにより、ヒト幹細胞臨床研究を促進する。	234
(12) 先進医療評価の迅速・効率化推進事業(平成25年度)	0.39億円 (0.39億円)	0.39億円	0.38億円	1	厚生労働省と外部機関の2箇所ですべて事前相談や評価を実施することによる業務の効率化により審査過程の迅速化を図るとともに、先進医療の大臣告示の数を増やす。	236
(13) 臨床研究登録情報の検索ポータルサイト運営事業(平成26年度)	-	0.47億円	0.18億円	4	国民・患者が利用しやすい臨床研究情報の検索ポータルサイトのシステムの構築・管理・運営を行う。	239
(14) 再生医療促進事業費(平成26年度)	-	1.4億円	1.2億円	2	・病院等以外の細胞培養加工施設について、当該施設の構造設備等が再生医療等の安全性の確保等に関する法律の基準に適合するかどうかについて調査する。 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき、厚生労働省に提出された再生医療等提供計画等の書類情報のデータを保管し、再生医療等の提供状況を管理するとともに、国民に再生医療等の提供状況を分かりやすく伝えるための公表資料を作成する。	240
(15) 医薬品・医療機器産業海外展開推進事業(平成26年度)	-	0.7億円	0.4億円	5	海外展開している日系医薬品・医療機器企業の把握及び当該国での課題等の把握並びに保健省等との協議・交渉を行うことを通じ、日本の医薬品・医療機器の国際展開を推進する。	033

平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	医薬品等産業振興費			担当部局庁	医政局			作成責任者
事業開始年度	昭和27年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	経済課			課長：城 克文
会計区分	一般会計			政策・施策名	1-8-1 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	①厚生労働省設置法第4条第16項、厚生労働省組織令第38条第1、2項 ②薬事工業生産動態統計調査規則、統計法、統計法施行令			関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> 「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」(平成19年10月10日医政発第1010001号) 後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ(平成25年4月) 「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について(平成24年6月29日医政経発0629第1号、薬食発0629第1号) 「医療機器等へのバーコード表示の実施について」(平成20年3月28日医政経発第038001号) 日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) 			
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていく。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ol style="list-style-type: none"> 不適切な取引慣行を改善するために、懇談会を開催し検討を行うとともに、医薬品卸売業者が出席する全国地区会議に出席し流通改善に向けた取組状況の把握・指導を行うことにより、流通の適正化を図る。 「薬事工業生産動態統計」を作成するにあたっての都道府県事務委託費、年報・月報冊子の印刷配布用経費、調査用資材の印刷・購入経費。(システムにかかる経費を除く) 「医薬品産業実態調査報告書」及び「医療機器産業実態調査報告書」を作成するにあたって、調査票・報告書の印刷用経費、調査対象に対する調査票の発送用経費、報告書作成のための集計用経費。 後発医薬品使用促進のため、一般国民向けリーフレットの作成配布及び医療関係者向けのセミナーの開催等を行う。 各都道府県において、医療関係者等を構成員とする協議会を設置し、国民・医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、地域の実情に応じた使用促進のための具体的な事業を検討し、実施する。 医薬品及び医療機器のコード化に向けた取組は、厚生労働省通知に基づき業界の協力を得ながら推進しているところであり、取組の進捗状況を把握することにより、表示状況を踏まえた普及促進を図る。 国際展開や市場の拡大が必要であるが、医療機器開発にあたって必要となるシーズの情報や既存の医療機器の潜在的な現場ニーズ・現地の市場状況等の情報を収集する。 医薬品・医療機器産業の海外展開の促進を図るため、各EPA等の国際交渉に必要となる医薬品・医療機器に係る制度やデータ等の状況の調査を行う。 							
実施方法	直接実施、委託・請負							
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	191	229	226	220	244	
	執行額	149	154	163	-	-		
執行率 (%)	78%	67%	72%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 29年度	
	後発医薬品の数量シェアを前回の数値以上にする。 ※薬価調査における数値(基本的に2年に1回実施)	後発医薬品の数量/(後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量)	成果実績	%	-	46.9	-	-
		目標値	%	-	-	-	60	
		達成度	%	-	78.2%	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 29年度	
	医薬品・医療機器産業実態調査の公表 (医薬品・医療機器産業実態調査の公表時期(1年以内))	成果実績	%	100	100	100	-	
		目標値	%	100	100	100	100	
		達成度	%	100%	100%	100%	-	

成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	成果実績	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度
								27年度
	薬事工業生産動態統計調査は、省内各都府県が実施している各種政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施しているものであり、年次・周期調以内に公表する。	薬事工業生産動態統計調査は、省内各都府県が実施している各種政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施しているものであり、年次・周期調以内に公表する。	成果実績	%	100	100	100	27年度
			目標値	%	100	100	100	
			達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	後発医薬品安心使用促進事業の実績		活動実績	%	94.6	100	100	27年度活動見込
	※後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数／37(予算積算上の実施都道府県数)		当初見込み	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	医薬品・医療機器産業実態調査の回答率		活動実績	%	68.7	73	70	27年度活動見込
			当初見込み	%	80	80	80	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	薬事工業生産動態統計調査は、統計法に基づき、年次・周期調査は1年以内に公表する。		活動実績	%	100	100	100	27年度活動見込
			当初見込み	%	100	100	100	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	百万円	2.1	1.9	1.9	-
	X:「後発医薬品安心使用促進事業の都道府県執行額」 Y:「事業実施都道府県数」		計算式	X/Y	72/35	71/37	72/37	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	百万円	3	2.5	2.3	-
	X:「医薬品・医療機器産業実態調査の執行額」 Y:「医薬品・医療機器産業実態調査の実施回数」		計算式	X / Y	3.0/1	2.5/1	2.3/1	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	薬事工業生産動態統計システム経費の執行率		単位当たりコスト	百万円	34	31	29	30
	単位当たりコスト=X/Y X:「薬事工業生産動態統計システム経費執行額」 Y:「薬事工業生産動態統計年報発行回数」		計算式	X/Y	34/1	31/1	29/1	30/1
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	百万円	-	-	16	-
	X:「ロードマップ検証検討事業の執行額」 Y:「委託調査の実施回数」		計算式	X/Y	-	-	16/1	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	百万円	-	23	-	-
	X:「後発医薬品の産業振興及び安定供給確保対策事業の執行額」 Y:「委託調査の実施回数」 (※平成25年度限り)		計算式	X/Y	-	23/1	-	-
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	2	2	「新しい日本のための優先課題推進枠」177				
	職員旅費	3	7					
	委員等旅費	1	1					
	庁費、医薬品等審査業務庁費	36	62					
	薬事経済調査委託費	139	133					
	薬事工業生産動態統計調査委託費	39	39					
計	220	244						

事業所管部局による点検・改善			
項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国民の生命・健康に直結する医薬品、医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得るための事業、後発医薬品の使用を促進するための事業であり、国民や社会のニーズを的確に反映した事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	医薬品及び医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得るという調査の趣旨、ロードマップを策定し後発医薬品の使用を促進していることから、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	医薬品、医療機器の製造販売業、製造業及び卸売業の経営実態等を把握するものであり、医薬品及び医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるという政策目的、後発医薬品の数量シェアを拡大する目標の達成に向けて、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札等を行うことにより競争性を確保している
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業の実施にあたっては、事前に契約内容を示し、受益者の負担が過度にならないように取り組んでいる。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	実施要綱に基づき、都道府県は実施計画を立て、必要な事業を実施している。また、国は事業の内容及び支出予定額について、委託額決定前に確認しており、コスト水準の妥当性は図られている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業に必要なものに限定された執行を行っている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用額については、理由を把握するよう努めている。(主に後発医薬品安心使用促進事業の地区協議会の実施都道府県が少なかったこと、委託事業の入札差金)
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	一般競争入札等を行うことにより、コスト削減や効率化に努めている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	成果実績は、概ね成果目標を達成している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	報告のオンライン化推進を行い調査票の配布やFD配布を減らし低コスト化を図っている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、概ね見込みどおりとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	調査によって得たデータは「新医薬品産業ビジョン」の策定等、施策の基礎資料として活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
	-	-	-
	-	-	-
点検・改善結果	点検結果	後発医薬品安心使用促進事業(委託事業)の実施都道府県数が、予算積算上の実施都道府県数と同数になり(27年度は実施都道府県数が増加する見込み)、全国的に後発医薬品の使用促進に係る取組が行われていることがわかる。平成29年度末における後発医薬品の数量シェア拡大という目標値に向け、引き続き都道府県に対し事業実施を促すことが必要。	
	改善の方向性	後発医薬品安心使用促進事業(委託事業)については、後発医薬品の数量シェアを上げるために都道府県に事業実施を促すとともに、実施状況等を踏まえ、適宜事業の見直しを行う。また、国独自の事業についても、目標値を達成するために事業を実施していく。	
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	当該事業は、医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析等を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていくために必要な経費であるが、平成25年度の執行率を踏まえて、平成27年度予算額において、一定の見直しが行われおり、一方、平成26年度執行率は平成25年度執行率と比べると高くなっていることから、引き続き、執行率の改善を図るとともに、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	-		

備考

○秋のレビュー（平成25年11月15日）

テーマ：安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業（後発医薬品の使用促進等）

指摘事項：①後発医薬品の使用促進のロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しを行い、先発品の薬価引下げ等を進めるべきではないか。②この場合、先発薬と後発薬の競争を促しつつ、双方の薬価を下げるとともに、価格差を縮小させることを通じ、医療費の国民負担を下げることを最重要課題として取り組む必要がある。③こうした観点から、後発品の数量シェアの引上げ目標を設定すべきではないか。④市販品と同一の有効成分の医療用医薬品に係る負担については、公的医療保険の対象外とする等により患者負担とする取組を進めていくべきではないか。

○秋のレビュー（平成26年11月12日）

テーマ：医薬品に係る国民負担の軽減

指摘事項：・現在の「ロードマップ」における後発医薬品シェアの目標を早急かつ大胆に引き上げるべきではないか。・後発医薬品の利用促進を図るためのインセンティブとして、例えば後期高齢者医療支援金の加算・減算制度の基準に後発医薬品の使用割合も用いるなど、保険者単位での後発医薬品の使用割合に応じた公費支援の仕組みを導入すべきではないか。・差額通知制度の促進を徹底し、国民の間に後発医薬品の使用が原則との意識を醸成すべきではないか。・生活保護受給者への医療扶助に当たっては、後発医薬品の使用を原則とし、先発医薬品を使用する場合には後発医薬品との差額を自己負担とすることを検討するとともに、自衛官、国家公務員共済、地方公務員共済、矯正施設、留置施設に関しては、後発医薬品の使用率の把握・公表及び使用の徹底に早急に取り組むべきではないか。更に、より根本的な対応としては、後発医薬品と先発医薬品との差額を自己負担とするなど保険者制度、組織、主体の如何に関わらず、後発医薬品の使用の原則化を検討すべきではないか。

対応状況：平成26年度予算事業「ロードマップ検証検討事業」において、後発医薬品メーカーや都道府県におけるロードマップの達成状況について調査等を行うとともに、国内や諸外国の後発医薬品のシェアや後発医薬品メーカーの供給能力を把握する。その結果に基づいて目標の引き上げや達成時期の前倒しについても判断していく。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	233	平成23年度	208	平成24年度	175	
平成25年度	202	平成26年度	216			